

役員等の報酬及び旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 真栄福祉会の役員とは、理事・監事・評議員及び評議員選任解任委員の報酬等に関する事項を定めるものである。

(役員報酬)

第2条 役員が、理事会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行をしたときは、次の通り報酬を支給する。

2 前項の報酬額は1日あたり5,000円(税抜き)とする。

(適用除外)

第3条 理事長及び施設職員であつて法人役員を兼務する者については、この規程は適用しない。

(役員の出張に関する定め)

第4条 役員が法人業務のため出張する場合は下記により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額をすることができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

旅費	実費
宿泊費(1日)	実費(ただし上限20,000円迄)
その他	実費

(雑則)

第5条 この規程に定めのない事項については、別にさだめる。

(改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成28年3月16日から施行する。

平成28年12月21日から施行する。

平成29年評議員会終了時より改正、適用する。